

教保体第899-1号
平成26年9月25日

各市町村教育委員会教育長 }
県立伊奈学園中学校長 } 様
各教育事務所長 }

埼玉県教育委員会教育長

児童生徒の安全確保における安全指導の徹底について（通知）

児童生徒の安全確保につきましては、日頃から御配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、各種報道等のおり、兵庫県神戸市において、小学1年生女子児童が誘拐され殺害される痛ましい事件が発生しました。

本県においては、幸い大事には至らなかったものの、道聞きを装った児童生徒への声かけ事案や連れ去り未遂などの不審者被害が発生しています。

つきましては、平成26年4月30日付け教保体第227-1号、防犯速報第12号及び下記事項を参考に、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保のための安全体制及び犯罪被害防止のための安全指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 地域安全マップの確認と再点検を行うとともに、児童生徒に「子ども110番の家」等を確認させ、もしもの時には助けを求め逃げ込む等の指導を徹底する。
- 2 スクールガード・リーダー、スクールガード（学校安全ボランティア）、保護者等との連携を図り、登下校時間帯における子どもの見守り活動等、積極的な自主防犯活動の参加を依頼する。
- 3 登下校時のみならず、日頃から一人での行動は避け、複数人で行動させる。
- 4 自分の身を守る安全行動について、発達の段階に応じて繰り返し指導を行う。
(例)・防犯ブザーが、すぐ使える状態（付けてある場所、電池、音等）にあるか確認させる。（特に小学生）
 - ・後ろを振り向く等、周囲の注意を払わせる。
 - ・具体的に「助けて」等、大声を出す練習をさせる。
 - ・外出の際は、家族に行き先、帰宅時間を伝えるとともに、人通りの多い道、明るい道を選ぶ習慣を身に付けさせる。

※ 各市町村や地域の実態に応じて適切な対応を図るようお願いいたします。

県教育局県立学校部保健体育課 学校安全担当 新井克仁 TEL 048-830-6964 FAX 048-830-4971
